

福島医発第2832号（地）
平成28年1月29日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻 一 良
（公 印 省 略）

後発医薬品普及促進支援通知書（差額通知書）の表示方法について

後発医薬品差額通知の差額表示方法の見直しにつきましては、平成27年10月15日付け福島医発第1923号（地）にてご連絡しておりましたとおり、「割合」表示から「金額」表示に変更することについて承認しておりましたが、今般、福岡県国民健康保険団体連合会より、後発医薬品普及促進支援通知書（以下、「差額通知書」）を従来の「割合表示」から「金額表示」に変更した差額通知書（見本）が別添のとおり示されました。

つきましては、下記のとおり、希望する市町村等（保険者）に対して、変更した差額通知書が作成されることとなりましたので、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴会会員への周知方につきよろしくお願い申し上げます。

記

- 1 実施時期 平成28年2月送付分から
- 2 実施保険者 県内60保険者（平成28年1月末現在）

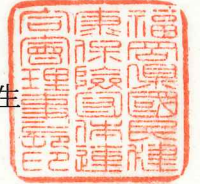
小郡三井医師会より

医療保険・後期高齢者医療担当理事 山下拓郎
会長 廣瀬真恵

福岡県医師会
福国保連第 1917 号
平成 27 年 11 月 18 日

福岡県医師会
会長 松田峻一良 様

福岡県国民健康保険団体連合会
理事長 小山達生



後発医薬品普及促進支援通知書（差額通知書）の表示方法について

本会の事業運営につきましては、平素から格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、近年の急速な高齢化の進展や医療技術の高度化などを背景に、国民医療費は増嵩の一途をたどり、医療保険制度の持続可能性を実現するための改革が実施されております。

このような状況の中、国においては、後発医薬品の普及率について平成 29 年央に 70%以上とするとともに、平成 30 年度から平成 32 年度末までの間のなるべく早い時期に 80%以上とする、新たな数量シェア目標が定められました。

また、国民健康保険をはじめとする各医療保険の保険者において、後発医薬品の普及促進に向けた取組が進められており、本会において後発医薬品普及促進支援通知書（以下「差額通知書」という。）の作成を行っております。

この度、後発医薬品のさらなる普及促進に向けた取組として、下記のとおり、希望する市町村（保険者）において、差額通知書における減額表示を従来の「割合表示」から「金額表示」に変更することと致しますのでお知らせします。

最後に、かねてより差額通知書の作成に関しましては、多大なご協力をいただいておりますことに改めて感謝申し上げますとともに、今後ともご支援、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

記

- | | |
|---------|------------------|
| 1 実施時期 | 平成 28 年 2 月送付分から |
| 2 実施保険者 | 県内 56 保険者（予定） |

各医師会通知



福岡県〇〇市〇〇町1番1号

国保 太郎 様



(000621-000622) A-0-0-0 000290 *

【この通知書に関するお問い合わせ先】

フリーダイヤル 0120-000-000

10:00～17:00 土・日・祝日を除く

～ あなたのお問い合わせ番号 ～

0 0 4 0 0 0 0 0 - 9 9 9 9 9 9 - 0 0 0 0 1

$$8 \ 1 \ 2 - 0 \ 0 \ 0 \ 0$$

福岡県△△市△△区△△町1番1号
国保市役所国保課

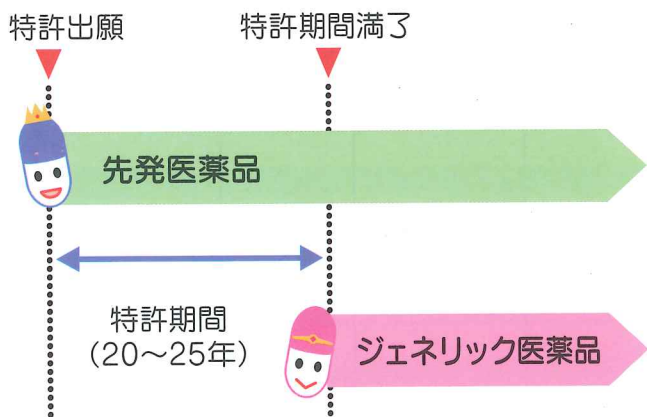
後発医薬品（ジェネリック医薬品）普及促進通知サービスを始めました。

このサービスは、みなさんの自己負担額の軽減と国保財政の健全化を図るため、薬局からもらっているお薬をジェネリック医薬品（後発医薬品）に切り替えた場合に、お薬代の自己負担額がどのくらい軽減されるかをお知らせするものです。

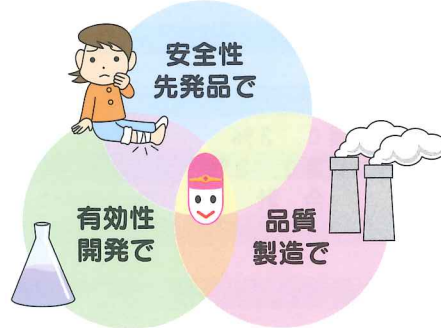
なお、ジェネリック医薬品への切り替えができない場合もありますので、ジェネリック医薬品を希望される場合は、担当の医師や薬剤師へご相談いただきますようお願いいたします。

「ジェネリック医薬品」ってなあに？

ジェネリック医薬品(後発医薬品)は、先に開発された薬(先発医薬品)の特許期間終了後に、他のメーカーが同じ有効成分・同じ効き目として申請し、国が承認した医薬品です。



効果や品質は大丈夫？



ジェネリック医薬品の安全性は、同じ有効成分を持つ
先発医薬品が医療現場で長年使用されており、確認され
ています。

その他、ジェネリック医薬品ができるまでには、国が定めた基準をいくつもクリアする必要があり、医薬品の安全性・有効性・品質は確保されています。

※下記の理由などによりジェネリック医薬品に変更してもらえない場合があります。

・先発医薬品によっては、ジェネリック医薬品が発売されていないものがあります。

・病気や体質によっては、医師の判断により、先発医薬品からジェネリック医薬品に変更できないことがあります。

※医療機関や薬局により、取り扱っているジェネリック医薬品が異なります。

※薬局に在庫がないとき、お薬を用意するのに時間がかかることがあります。

ジェネリック医薬品への変更を希望される方は、必ず医師又は薬剤師にご相談ください。

この通知書の送付の停止を希望される場合は、国保市役所国保課

(092-123-4567) までご連絡ください

ジェネリック医薬品に切り替えた場合のお薬代の自己負担額の軽減に関するお知らせ

平成 9 9 年 9 9 月 に処方されたお薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合、お薬代の自己負担額 の軽減可能な 金額 は、

およそ 1, 4 2 0 円 が見込まれます。

※試算はお薬代のみを対象としています。実際にお支払いになる金額には、薬の調剤等に要する費用が含まれています。ジェネリック医薬品に変わっても、実際の支払金額は変わらないこともあります。

明 細

この明細は、平成 9 9 年 9 9 月 のお薬の処方実績に基づき、処方された医薬品（先発医薬品）をジェネリック医薬品に切り替えることで軽減できる自己負担額を試算し、ご紹介しています。

平成 9 9 年 9 9 月に処方されたお薬

先発医薬品名(※2)	薬の単価	数量	単位	お薬代(※1)		ジェネリック医薬品に切り替えた場合の軽減可能な金額 (※3)
				3 割	負担の割合	
薬局						
モーラステープ L 4 0 m g 1 0 c m × 1 4 c m	43.7	84	枚	1,100		6 4 0
ハイペン錠 2 0 0 m g	27.6	56	錠	460		1 9 0
ムコスタ錠 1 0 0 m g	16.4	84	錠	410		1 6 0
マイザー軟膏 0. 0 5 %	22.5	20	g	130		6 0
薬局						
コニール錠 4 4 m g	51.4	28	錠	420		1 8 0
セファドール錠 2 5 m g	13.3	84	錠	330		1 5 0
薬局						
ヒルドイドソフト軟膏 0. 3 %	25.3	5	g	30		2 0
リドメックスコーワ軟膏 0. 3 %	23	5	g	30		2 0
合 計				2,910		1, 4 2 0

- ※1 試算はお薬代のみを対象としています。実際に薬局へお支払いになる金額には、お薬代以外に技術料、指導料などが含まれています。なお、国や市町村から医療費助成を受けている場合には、実際の支払い金額と異なる場合があります。
- ※2 本明細書には、ジェネリック医薬品が存在する先発医薬品（医師の指示により変更できないお薬も含む。）を載せています。なお、軽減できる割合の大きいお薬から記載しており、多くのお薬を処方されている場合は、本明細書に記載しきれない場合があります。
- ※3 ジェネリック医薬品は1つの先発医薬品に対して複数存在するため、実際の軽減額にも幅がありますのであくまでも目安としてご覧ください。
- 注1 先発医薬品とジェネリック医薬品とは主成分が同一ですが、使用できる病気（効能）が異なるなどの理由で切り替えることができない場合があります。
- 注2 同じ医薬品（先発医薬品やジェネリック医薬品）であっても、個人によって効き方や副作用などは異なる場合がありますので、医薬品に関する詳しい内容は医師または薬局の薬剤師にご相談ください。



福岡医発第1923号（地）
平成27年10月15日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一 良
(公 印 省 略)

後発医薬品差額通知の差額表示方法の見直しについて

後発医薬品差額通知につきましては、市町村国保及び後期高齢者医療広域連合の委託で福岡県国民健康保険団体連合会が作成する通知は、本会の要望により「割合」表示になっておりますが、福岡県を除く 46 都道府県ではすべて「金額」にて差額を表示していること、また、全国健康保険協会（協会けんぽ）についても、福岡県支部を含む全国全ての支部で金額表示となっていることから、今般、福岡県保健医療介護部薬務課並びに福岡県国民健康保険団体連合会より金額表示への変更について、提案がありました。

そこで、平成 27 年 9 月 24 日開催の本会第 20 回全理事会において協議の結果、上記の全国状況を鑑みて金額表示に変更することについて承認いたしました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、今回、本会が承認したことにより県内全市町村が一斉に「金額」表示に変更するのではなく、「金額」表示を希望する市町村のみ「金額」表示に変更されることを申し添えます。